



宮 崎 県 公 報

令和4年2月7日(月曜日) 第 278 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

- 建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 1
- 物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則…………… (物品管理調達課) 1

頁

告 示

- 令和4年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格等…………… (物品管理調達課) 5
- 地区及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 6
- 公共測量の終了の通知…………… (管理課) 6
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 6

公 告

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年2月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第2号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和48年宮崎県規則第27号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(建築士事務所名簿の登録事項等の変更の届出) 第18条 法第23条の5第1項又は第2項の規定による届出は、別記様式第10による届出書によってしなければならない。 (書類の経由) 第20条 法、省令又はこの規則の規定により知事に書類を提出する者(法第5条の2第1項又は第3項の規定により届出を行う者、指定登録機関、法第10条の20第2項の規定により申請をしようとする者、指定試験機関及び法第15条の6第2項の規定により申請をしようとする者を除く。)は、その者の住所地(省令第5号書式及び第6号書式並びに別記様式第10に係る書類にあっては、その者の建築士事務所の所在地)を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁の長を経由してしなければならない。	(建築士事務所名簿の登録事項等の変更の届出) 第18条 法第23条の5第1項又は第2項の規定による届出は、別記様式第9による届出書によってしなければならない。 (書類の経由) 第20条 法、省令又はこの規則の規定により知事に書類を提出する者(法第5条の2第1項又は第3項の規定により届出を行う者、指定登録機関、法第10条の20第2項の規定により申請をしようとする者、指定試験機関及び法第15条の6第2項の規定により申請をしようとする者を除く。)は、その者の住所地(省令第5号書式及び第6号書式並びに別記様式第9に係る書類にあっては、その者の建築士事務所の所在地)を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁の長を経由してなければならない。

「別記様式第1中 …………… を …………… に改める。
(署名) ……………」

別記様式第1の2及び別記様式第1の3中「印」を削る。

別記様式第3、別記様式第3の2及び別記様式第5から別記様式第9までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築士法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第3号

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則

物品の購入等の事務に関する規則（平成10年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「物品の購入」とは、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「財務規則」という。）第2条第2号に規定する部局（警察本部を除く。以下「部局」という。）及び同条第1号に規定するかい（<u>同号アに規定する出先機関（宮崎県外に所在するもの及び別表第1に掲げるものを除く。）</u>に限る。以下「かい」という。）が行う物品の購入をいう。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「物品の購入」とは、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「財務規則」という。）第2条第2号に規定する部局（警察本部を除く。以下「部局」という。）及び同条第1号に規定するかい（<u>別表第1に掲げるもの</u>に限る。以下「かい」という。）が行う物品の購入をいう。</p> <p>2 [略]</p>

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

県税・総務事務所
西臼杵支庁
福祉事務所
身体障害者相談センター
みやざき学園
保健所
農林振興局
林業技術センター
土木事務所
港湾事務所
教育事務所 (中部教育事務所に限る。)
図書館
総合博物館
家畜保健衛生所
教育研修センター
建設技術センター
計量検定所
消費生活センター
美術館
福祉こどもセンター
埋蔵文化財センター
消防学校
スポーツ指導センター
精神保健福祉センター

別表第 2（第 3 条関係）

宮崎県税・総務事務所
身体障害者相談センター
中央保健所
中部農林振興局
宮崎土木事務所
高岡土木事務所
中部港湾事務所
中部教育事務所
図書館
総合博物館
宮崎家畜保健衛生所
教育研修センター
建設技術センター
計量検定所
消費生活センター
美術館
中央福祉こどもセンター
埋蔵文化財センター
消防学校
スポーツ指導センター
精神保健福祉センター

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第3 (第3条関係) 1～21 [略]	別表第3 (第3条関係) 1～21 [略]
22 [略]	<u>22 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第6条第1項に規定する感染症の発生により緊急に購入が必要となるもの</u> 23 [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第92号

令和4年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年宮崎県規則第69号) 第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 (以下「競争入札」という。) に参加する者に必要な資格 (以下「競争入札参加資格」という。) 並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和4年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

別表に掲げる種目のとおり

2 競争入札参加資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。) に基づく知事の競争入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) 及び申請書に添付する書類 (要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。) は、持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。) により提出すること。

なお、申請書類 (申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。) を提出する際に、参加希望の入札案件がある場合は、当該案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時 (土曜日、日曜日及び祝日並びに令和4年12月29日、同月30日、令和5年1月2日及び同月3日を除く。午前8時30分から午後5時まで) 受け付けるが、競争入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月1日から同月31日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者 (この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。) は、同じ種目の競争入札参加資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
工作機器		
その他		
医療・理化学機器類	医療・理化学機器類	医療機器
		理化学機器
		計測機器
農林水産土木機器類	農林水産土木機器類	介護福祉機器
		建設土木機器
材料類	材料類	農林水産業機器
		土建用資材
		標識
車両・船舶・航空機類	車両・船舶・航空機類	塗料
		諸材
		車両販売・整備
船舶販売・整備	船舶販売・整備	船舶販売・整備
		航空機販売・整備

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 2 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
国富町
- 2 地籍調査を行った期間
令和元年6月1日から令和3年3月16日まで
- 3 地籍調査を行った地域
国富町大字八代南俣・深年の一部
- 4 認証年月日
令和 4 年 1 月 31 日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 4 年 2 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 作業地域
日向市 工業地区（細島港）
- 3 作業終了日
令和 4 年 1 月 17 日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
日向市
- 2 都市計画の種類及びその名称
日向延岡新産業都市計画土地地区画整理事業
日向市駅周辺土地地区画整理事業
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日向土木事務所

		バイク・自転車
印刷類		平版活版
		軽印刷
		フォーム印刷
		特殊印刷
		青写真
		航空写真・マイクロ写真
薬品類		医薬品
		農業薬品
		化学工業薬品
燃料類		石油製品
		高圧ガス
家具木工類		家具・木工
		室内装飾・畳
寝具・被服類		寝具
		被服・装備品
		消防・警察用品
		靴・鞆
百貨・日用品類		百貨
		記念品・美術品
		写真・カメラ
		時計・貴金属
		ガラス・陶器
		楽器
		スポーツ用品
		金物・荒物・雑貨
		食品
看板・旗類		看板
		旗・染物
その他		シート・テント
		肥飼料・種苗
		書籍
		古物買受
		その他
サービス（役務の提供）に関する業種	賃貸業務	電算機器
		事務機器
		その他
	広告・宣伝	広告代理
		催事企画展示
		デザイン制作
		その他
	電算業務	電算処理（システム開発含む）
		データエントリー
		その他
	その他	クリーニング
		運送
		廃棄物処理
調査・研究・検査		
保守・点検		
食事・給食		
保険		
文化財保存・修復		
その他		